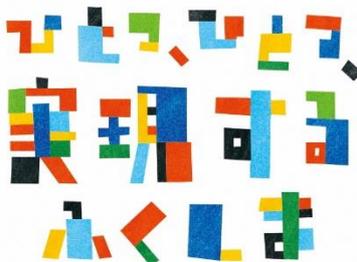


令和7年度
福島水素配送支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業)
募集要領

募集期間

令和7年8月7日(木)～令和7年12月15日(月)

※申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。



福島県

商工労働部 次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-8058

FAX：024-521-7932

I. 制度の概要

1 趣旨

県は、水素需要の拡大を図り、県内におけるより強靱なサプライチェーンを構築するために、水素を「はこぶ」取組みに対し補助します。

2 対象となる事業

対象となる事業は、再生可能エネルギー由来の水素製造を行う県内施設から水素配送を受ける際の配送費用とします。

3 対象者

(1) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な管理体制が構築されていること。

イ 補助事業を的確に遂行するため、対象経費内の自己資金の調達を含め、十分な経理的基礎を有すること。

(2) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 対象経費

(1) 補助対象経費

区分	内容
配送費	クレーン積載トラック（ユニック車）、トレーラもしくはトラック等で水素配送を受ける際の配送費、補償費、基本料金等、配送のために直接必要な経費

(2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については対象経費から除きます。

ア 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。

尚、2月分の経費は2月末日迄に支払いを完了する必要があります。

イ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月末日までとします。

6 補助金の額

区分・補助率		補助上限額
大企業 ※1	1/2以内	7万円/回
中小企業 ※2 非営利民間団体 地方公共団体等	2/3以内	10万円/回

- ※1 次のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、大企業の補助率とする。
- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること。
 - (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。
 - (4) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていること。
 - (5) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること。

- ※2 中小企業の定義は下表のとおりとする。

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 または 3億円以下
卸売業	100人以下 または 1億円以下
小売業	50人以下 または 5,000万円以下
サービス業	100人以下 または 5,000万円以下

7 申請について

- (1) 申請書類は、本要領4頁以降をご参照ください。
- (2) 申請後、事務局において先着順で審査し、交付決定の可否を通知します。
- (3) 交付決定後、毎月水素配送実績の報告が必要です。別紙「様式第1 水素配送費用内訳」にご記載の上、請求書・領収書と併せて毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに電子メールもしくは郵送で次世代産業課宛ご提出願います。
- (4) 支払い未了の場合、領収書の提出は不要ですが、支払い完了後に領収書のご提出を随時お願いします。
- (5) 令和8年2月分は、2月末までに支払いが完了していることが必要になりますのでご留意願います。

8 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

- (1) 補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (2) また、事業成果を発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

9 補助金の支払方法

原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 事業終了前の支払い（概算払）は必要性が認められる場合に限られます。

10 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、変更等の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

Ⅱ. 福島水素配送支援事業費補助金交付提案に係る提出書類

1 提出書類

提出書類	備考
<p>1 福島水素配送支援事業費補助金交付申請書（様式第1）</p> <p>2 福島水素配送支援事業費実施計画書 （様式第1の別紙1） （1）事業者の概要 （2）事業の内容 （3）補助対象年度事業スケジュール （4）収支計画（申請年度） （5）収支・財務状況（直近2期分）</p> <p>3 申請者の役員等名簿 （様式第1の別紙2）</p> <p>4 添付書 （1）会社概要 ※特に作成してない場合は、会社の概要が分かる内容が記載されているもの（ホームページに掲載している会社概要等）でも結構です。 （2）申込者の法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し （3）申込日の直前2期分（決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業は創業後のものを全て）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（写し可）</p>	<p>【提出部数】 （1～4全て）</p> <p>正本1部</p>

※サイズは、全てA4判としてください。

※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。

2 受付期間

受付期間 令和7年8月7日（木）～ 12月15日（月）

※原則、毎月15日（土日祝日の場合は翌営業日）17時までに受領したものについては、同月内に審査し、結果（採択又は不採択）を申請者あてに通知することとします。その後、採択、交付決定、補助事業開始となります。

※予算額に達した場合には、その時点で受付を終了します。

3 結果の通知

審査結果（採択又は不採択）について、後日申請者あて通知します。

4 公表

採択となった場合には、企業名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

5 提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670（県庁専用郵便番号）

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8058

FAX 024-521-7932

電子メール hydrogen-industry@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/fukushimasuisohaisoushienjigyoku2025.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。